

有田市自主防災組織連絡協議会 次第

日 時：令和6年4月9日（火）

場 所：市役所4階会議室

・議 題

1. 自主防災組織について
 - (1) 自主防災組織についての説明 (P. 1～3)
 - (2) 有田市自主防災組織連絡協議会の説明 (P. 4・5)
 - (3) 自主防災組織変更の届出 (P. 6) 提出期限 4/24
資機材調査表 (P. 7) 提出期限 4/24
参考：一覧表 (P. 8)
 - (4) 自主防災組織育成事業補助金の説明 (P. 9～12)
2. 令和5年度事業報告 (P. 13)
3. その他
 - (1) 防災貸与資機材確認（簡易無線機、防災倉庫、リヤカー、担架） (P. 14)
無線機配備場所変更報告 (P. 15・16) 提出期限 4/24
 - (2) 土のうステーションについて (P. 17～19)
H29：2基 H30：2基 R1：2基 R2：2基 R3：0基
R4：2基 R5：2基
R6：2基設置予定（初島町里設置のものが劣化のため新替・1基検討中）

・次 回

1. 日 時 令和6年5月7日（火）有田市連合自治会役員会終了後
2. 場 所 市役所4階会議室
3. 議 題 未定

有田市自主防災組織

1. 自主防災組織とは

自然や人為による災害から、命・財産・わが家・わがまちを守るための、地域のまとまった力が自主防災組織で、このまとまった力は、地域の人々の意志と意気込みと協力で作られるものです。

2. 自主防災組織結成の必要性

南海トラフ巨大地震や東海・東南海・南海3連動地震が発生した場合に想定される広域で巨大な災害では、各種の障害や悪条件が重なり、行政をはじめとする防災関係機関の活動能力は著しく制限されると考えられます。

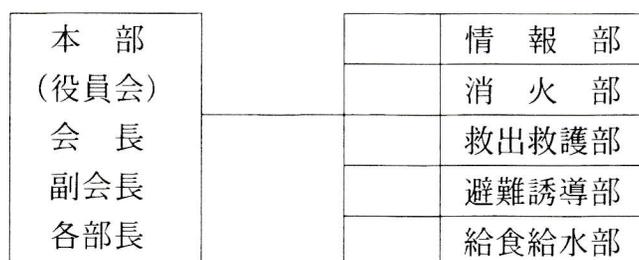
このため地域住民が自主的に出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難などの防災活動を行っていくことが不可欠です。

しかしこうした活動を各自がばらばらに行動しても効果は少なく、むしろ混乱が増幅するおそれがあります。そこで、地域住民が団結し、組織的に行動することが必要となり、地域住民の自主的な集合体である自主防災組織の活動が最も効果的です。

3. 自主防災組織の構成（一般例）

自主防災組織は、いくつかの専門の部門に分けて活動の範囲を区切ることで、より深く、細やかにアプローチできるようになります。

一例として、次の様な構成が考えられますが、特段とらわれずに地域の実情に即した組織編成を行うことが大切です。



4. 自主防災組織の活動

次の表に記載している活動内容が主なものですが、上記のように地域の実情に即した組織編成を行うことによって変更する、また、各ボランティア団体等との協力体制をとれるよう日頃から連絡を密にする。

	平 常 時	発 生 時
情報部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の高揚を高めるため、広報紙の発刊や映画会等を開く。 ・ 情報伝達・収集の訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい情報を伝える。 ・ 防災関係機関との連絡を行う。 ・ デマの防止に努める。
消火部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器の取り扱い方法と初期消火訓練を行う。 ・ 火気の取り扱い方の指導を行う。 (いずれも消防署等の協力を得る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火の始末を徹底させる。 ・ 初期消火活動を行う。
救 出 救護部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救出救護訓練を行う。 ・ 応急救護法の指導をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救出救護を行う。 ・ 負傷者の応急手当及び搬送をする。
避 難 誘導部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練を実施する。 ・ 地域の危険箇所を確認し、対策を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導を行う。 ・ 避難所での秩序維持を図る。
給 食 給水部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊き出し等の訓練を行う。 ・ 物資の備蓄・管理を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊き出し及び飲料水の確保をする。 ・ 物資の配給を行う。

(1) 会長の役割（平常時）

- ・地域の危険な場所などの実態を把握しておき、具体的な防災計画をたてておく。
- ・組織の防災計画の内容を理解しておく。
- ・地域住民に対して、防災訓練を積極的に行い、防災の知識や技術を高めるための指導を行う。
- ・市をはじめ消防署などの防災機関と地域住民とのパイプ役となるよう努める。
- ・お互いに助け合う地域の協力体制づくりに努める。
- ・他の自主防災組織や地域内の事業所などと防災の連携づくりに努める。
- ・お年寄りや体の不自由な人を把握し、救護体制づくりに努める。
（プライバシー保護には十分気をつける。）

(2) 会長の役割（発災時）

- ・会長自らが率先して、地域ぐるみの防災活動を行う。
- ・地域の災害状況の把握に努め、適切な判断をする。
- ・自主防災組織の構成員に対して、強い信念の元に、冷静かつ的確で具体的な指示をし、組織的活動を行う。
- ・市をはじめ消防署などの防災機関との協力体制づくりをして、他の自主防災組織への協力にも応じられるように配慮する。

有田市自主防災組織連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、有田市自主防災組織連絡協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局を有田市経営管理部防災安全課に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災意識の啓発に関すること。
- (2) 防災訓練に関すること。
- (3) 自主防災活動の充実強化に関すること。
- (4) 自主防災組織相互及び行政、その他の関係機関並びに各種団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他防災に関すること。

(会員)

第5条 本協議会は、有田市内の自主防災組織の代表者（以下「代表者」という。）をもって構成する。但し、この規約において自主防災組織とは、有田市内の自治会が単体又は共同で自主的に結成された組織で、当該組織に係る規約を作成し、かつ、市長に届け出たものとする。

(役員)

第6条 本協議会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 5名
- 2 役員は、箕島地区、港地区、宮崎地区、中央地区、保田地区、宮原地区、糸我地区、初島地区の各地区1名の代表者から選出する。
- 3 会長、副会長は、前項において選出された代表者8名のうちから選出する。

4 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員責務)

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 理事は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(会議)

第8条 本協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は代表者をもって構成し、会長が招集できる。

3 会長は必要に応じ、役員会を招集できる。

4 会長は必要があると認めたときは、代表者以外の者を本協議会へ参加させ意見を聞くことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、本協議会において定める。

附則

この規約は平成25年10月1日から実施する。

附則

この規約は平成26年4月1日から実施する。

自主防災組織一覽

令和6年4月1日

地区名	自主防災組織名	備考
箕島 9	箕島駅前自主防災会	
	箕島本町自主防災会	
	箕島東自主防災会	
	箕島北自主防災会	
	箕島北新町自主防災会	
	箕島中自主防災会	
	箕島南自主防災会	
	箕島寺町自主防災会	
	箕島連合自主防災会(福島)	
	港町 2	港町自主防災会
港東自主防災会		
宮崎 8	辰ヶ浜第1自主防災会	
	辰ヶ浜第2自主防災会	
	辰ヶ浜第3自主防災会	
	辰ヶ浜第4自主防災会	
	辰ヶ浜第5自主防災会	
	辰ヶ浜第6自主防災会	
	男浦自主防災会	
	矢櫃・女ノ浦自主防災会	
中央 6	逢井自主防災会	
	小豆島自主防災会	
	古江見自主防災会	
	新堂自主防災会	
	野自主防災会	
保田 8	千田西自主防災会	
	佐山自主防災会	
	野井自主防災会	
	高田自主防災会	
	辻堂自主防災会	
	星尾自主防災会	
	山田原自主防災会	
	下中島自主防災会	
宮原 7	宮原新町自主防災会	
	宮原須谷自主防災会	
	宮原東自主防災会	
	宮原道自主防災会	
	宮原畑自主防災会	
	宮原滝自主防災会	
	宮原滝川原自主防災会	
系我 1	系我自主防災会	
初島 12	初島里中央自主防災会	
	初島弓場自主防災会	
	初島奥自主防災会	
	初島北原自主防災会	
	初島南自主防災会	
	初島上自主防災会	
	初島砂浜自主防災会	
	初島本町自主防災会	
	初島北自主防災会	
	初島新田自主防災会	
	初島中野自主防災会	
	初島脇本自主防災会	

有田市自主防災組織育成事業補助金

趣 旨

大災害が発生したとき、被害を最小限にとどめ、早期復旧・復興を実現するためには、「自助・共助・公助」の連携が不可欠です。

災害時、公的機関による「公助」だけでは迅速かつ十分な対応ができません。また、個人の「自助」だけで対処するにも限界があります。そんなとき、地域のみなさんの「共助」による活動が大きな力を発揮することになります。

しかし、いざというときに「共助」を機能させるには、日頃から地域の「自主防災組織」の訓練や活動を通して、「自分たちのまちは自分たちで守る」体制づくりをしておくことが重要です。

「有田市自主防災組織育成事業補助金」は、「自主防災組織」の積極的な活動を支援するための補助金です。以下に補助対象となる経費の概要を示していますので、申請の希望がありましたら、有田市防災安全課までご相談ください。

補助対象

- 1 防災訓練や研修等に要した経費
- 2 資機材の購入又は更新に要した経費
- 3 地域の防災活動に要した経費
- 4 防災士の育成に要した経費
- 5 津波避難路整備に要した経費

予算の範囲内で、補助をします。
その他条件がありますので、
詳しくは個別にご相談ください。

1 防災訓練や研修等に要した経費

- ☑ 講師の謝礼、交通費
- ☑ 資料の印刷製本費
- ☑ 会場使用料
- ☑ バスの借上料（研修）
- ☑ 啓発物品の購入費
- ☑ 資機材や資料等の購入費、使用料
- ☑ 参加者の飲料代（1人120円まで）
- ☑ その他、市長が必要と認めた経費



交付回数・・・1年度に合計2回まで
補助率・・・10分の10以内
上限額・・・30,000円+100円×世帯数

2 資機材の購入又は更新に要した経費

- ☐ 資機材（※資機材一覧表を参照）の購入費
- ☐ 防災教材の購入費、資料の印刷製本費
- ☐ 各家庭へ配布する防災用品等の購入費
- ☐ その他、市長が必要と認めた経費



※資機材一覧表（例）

情報収集伝達用具	トランシーバー（免許申請等の費用は除く）、携帯ラジオ、メガホン類、ホイッスル、携帯電話充電器
初期消火用具	消火栓ホース、消火栓ホース格納箱、管槍、消火器、可搬型消火ポンプ、水バケツ
水防用具	救命ボート、救命胴衣、杭、土嚢、鎌
救助用具	救助器具セット、のこぎり、パール、かけや、つるはし、スコップ、手斧・なた、ジャッキ、ロープ、ウインチ、ハンマー、番線カッター、チェンソー、エンジンカッター、一輪車、はしご、脚立
救護用具	救急箱、担架、車椅子、AED（据付用格納箱を含む）、毛布、防水シート、懐中電灯、リヤカー、テント（多人数に対応するもの）
避難用具	避難誘導棒、腕章（ベスト）、仮設トイレ、糞尿処理セット、シート
給食・給水用具	鍋・釜類（多人数に対応するもの）、炊飯器具セット（多人数に対応するもの）、水タンク（多人数に対応するもの）、カセットコンロ、ガスボンベ、ろ水機・浄水機、非常食
保護用具	ヘルメット
照明用具	発動発電機、投光機、コードリール
その他	防災倉庫、ガソリン携行缶、防塵マスク、防塵メガネ、草刈り機、カメラ、ビデオ
その他市長が認めたもの	

交付回数・・・1年度に1回まで

補助率・・・3分の2以内

上限額・・・1自治会で構成された自主防災組織の場合、200,000円
 複数の自治会で構成された自主防災組織の場合、400,000円

3 地域の防災活動に要した経費

- ☐ 防災マップ等の作製費
- ☐ 防災活動に利用する井戸の水質検査費、掘削費
- ☐ その他、市長が必要と認めた活動に要する経費

交付回数・・・1年度に1回まで
補助率・・・2分の1以内
上限額・・・100,000円

4 防災士の育成に要した経費

- ☐ 交通費（自宅の最寄公共交通機関～研修・試験会場の最寄公共交通機関で換算）
- ☐ 資料代、受験料、登録料

注意

和歌山県が開催する「紀の国防災人づくり塾」を修了のうえ、「防災士資格取得試験」を受験し、資格取得・登録した場合に交付されます。
資格取得・登録しなかった場合は、交付決定の取消となります。

補助率・・・10分の10以内
補助額・・・実際に要した費用

5 避難路整備に要した経費

チェック

（下記の条件を満たしている場合、補助対象となります。）

1. 津波や洪水が発生した際に一時的に避難することができる場所まで、徒歩により迅速に避難することができるよう、斜面等に設置する避難路であること
2. 避難路の整備箇所以外に十分な避難路がないこと
3. 避難路に係る土地の権利者から、避難路を整備すること及び地域の住民が避難路として使用することについて同意を得ていること
4. 避難路の整備は、自主防災組織が行うものであって、営利を目的としたものではないこと
5. 避難路を整備した自主防災組織が、自らの負担で適正に維持管理できること



補助率・・・自主施工の場合は10分の10以内
業者施工の場合は10分の9以内
上限額・・・1路線につき5,000,000円（業者施工4,500,000円）

必要書類等

○ 補助申請（事業着手前に提出）

	1	2	3	4	5
申請書（様式第2号）	○	○	○	○	○
年間計画書	○	○	○	○	○
収支予算書	○	○	○	○	○
資機材の一覧表（品名、単価、個数）		○			
位置図（ <small>保かん場所</small> ）		○	※		○
見積書（写）		○	※		○
同意書（写）			※		○
写真			※		○
登記簿謄本			※		○
防災士受講者の氏名、住所				○	

※ 事業内容によっては必要な書類

○ 変更申請（事業内容に変更が生じた場合に提出）

変更申請書（様式第4号）、補助申請から変更があった書類

○ 実績報告（事業完了後に提出）

	1	2	3	4	5
実績報告書（様式第6号）	○	○	○	○	○
収支決算書	○	○	○	○	○
位置図		○	※		○
領収書（写）	○	○	○	○	○
写真	○	○	※		○
成果品			○		
防災士資格認定証（写）				○	

※ 事業内容によっては必要な書類

担 当

有田市防災安全課（市役所4階） TEL 0737-22-3721 内線 218

令和5年度事業報告

令和5年

- 4月11日 自主防災連絡協議会 役員会 (自主防災組織について)
(自主防災組織育成事業補助金について)
(令和5年度コミュニティ助成事業の結果について)
- 5月 2日 自主防災連絡協議会 役員会 (自主防災組織育成事業補助金申請について)
17日 【糸我地区】避難訓練
- 6月 6日 自主防災連絡協議会 役員会 (自主防災組織育成事業補助金申請状況について)
(紀の国防災人づくり塾について)
- 7月 4日 自主防災連絡協議会 役員会 (自主防災組織育成事業補助金申請状況について)
- 8月 1日 自主防災連絡協議会 役員会 (自主防災組織育成事業補助金の実績報告について)
(災害時協力井戸について)
- 9月 3日 【中央地区】避難訓練
- 5日 自主防災連絡協議会 役員会 (令和6年度コミュニティ助成事業について)
(令和6年度自主防災組織育成事業の要望調査について)
- 10月 3日 自主防災連絡協議会 役員会 (有田市シェイクアウト訓練について)
(令和6年度自主防災組織育成事業の要望調査について)
- 14日 【宮崎地区】避難訓練
- 22日 【保田地区】避難訓練
- 11月 2日 和歌山県「世界津波の日」地震・津波避難訓練【市内小中学校】
有田市シェイクアウト訓練
- 5日 【港町地区】避難訓練
【初島地区】避難訓練
- 12月 5日 自主防災連絡協議会 役員会
(令和6年度自主防災組織育成事業補助金申請予定について)
(4県連携自主防災会組織交流会について)
- 17日 【箕島地区】避難訓練

令和6年

- 2月 7日 自主防災連絡協議会 役員会 (令和5年度防災の寺子屋研修会の開催について)
(「出張!減災教室」の予約について)
- 17日 防災の寺子屋研修会 (有田川町)
- 3月 7日 自主防災連絡協議会 役員会 (自主防災組織育成事業補助金実績について)

防災用貸与資機材一覧表

	保管場所	防災倉庫	担架	リヤカー	備考
箕島地区	箕島公民館駐輪場	1	3	1	
港地区	港小学校	1	3	1	
宮崎地区	辰ヶ浜ふれあいセンター	1	3	1	
中央地区	古江見老人憩いの家	1	3	1	逢井地区:担架1台
保田地区	保田公民館	1	3	1	高田地区:担架1台
宮原地区	文成中学校	1	3	1	
糸我地区	糸我小学校	1	3	1	
初島地区	初島公民館	1	3	1	

※平成27年3月1日配備

無線機配備状況

令和6年4月1日現在

地区名	呼出名称	配備場所	管理者
箕島	ありだし23		
	ありだし2		
	ありだし109		
港町	ありだし22		
	ありだし113		
	ありだし114		
宮崎	ありだし24		
	ありだし111		
	ありだし112		
	ありだし14		
	ありだし15		
中央	ありだし25		
	ありだし107		
	ありだし108		
	ありだし16		
保田	ありだし26		
	ありだし105		
	ありだし106		
	ありだし17		
宮原	ありだし27		
	ありだし101		
	ありだし102		
	ありだし18		
	ありだし19		
	ありだし20		
糸我	ありだし28		
	ありだし103		
	ありだし104		
初島	ありだし21		
	ありだし115		
	ありだし116		

配備場所・管理者が変更している場合、ご記入と提出をお願いします。

提出期限：4月24日 有田市防災安全課

FAX:82-0710(代)

無線機配備状況

令和5年4月11日現在

地区名	呼出名称	配備場所	管理者
箕島	ありだし23	駅前区自治会長宅	駅前区自治会長
	ありだし2	北新町自治会長宅	北新町自治会長
	ありだし109	連合自治会長宅	連合自治会長(福島区)
港町	ありだし22	港公民館	港公民館館長
	ありだし113	港町地区出崎2自治会長宅	港町地区出崎2自治会長
	ありだし114	港町地区芦原1自治会長宅	港町地区芦原1自治会長
宮崎	ありだし24	宮崎公民館	宮崎地区連合自治会長
	ありだし111	男浦自治会会長宅	宮崎地区男浦自治会長
	ありだし112	宮崎地区連合自治会長宅(辰ヶ浜第2)	宮崎地区連合自治会長
	ありだし14	矢櫃公民館	宮崎地区矢櫃自治会長
	ありだし15	女の浦集会所	宮崎地区矢櫃自治会長
中央	ありだし25	中央地区連合自治会長宅(野)	中央地区連合自治会長
	ありだし107	山地自治会会長宅	中央地区山地自治会会長
	ありだし108	古江見自治会会長宅	中央地区古江見自治会会長
	ありだし16	逢井自治会会長宅	中央地区逢井自治会会長
保田	ありだし26	保田公民館	保田公民館館長
	ありだし105	保田地区連合自治会会長宅	保田地区連合自治会会長
	ありだし106	保田地区連合自治会副会長宅	保田地区連合自治会副会長
	ありだし17	高田公民館	保田地区高田自治会会長
宮原	ありだし27	宮原公民館	宮原地区連合自治会長
	ありだし101	宮原地区連合自治会会長宅	宮原地区連合自治会長
	ありだし102	宮原地区連合自治会副会長宅	宮原地区連合自治会長
	ありだし18	市原自治会館	宮原地区畑自治会長
	ありだし19	畑集会所	宮原地区畑自治会長
	ありだし20	前田集会所	宮原地区畑自治会長
糸我	ありだし28	糸我公民館(かぐの実会館)	糸我地区連合自治会長
	ありだし103	糸我公民館(かぐの実会館)	糸我地区連合自治会長
	ありだし104	糸我公民館(かぐの実会館)	糸我地区連合自治会長
初島	ありだし21	初島公民館	初島地区連合自治会長
	ありだし115	初島公民館	初島地区連合自治会長
	ありだし116	北原会館	北原会館館長

配備場所・管理者が変更している場合、ご記入と提出をお願いします。

平成28年度 4箇所

山地コミュニティセンター



箕島老人憩いの家



箕島小学校前市敷地



初島町里市敷地



平成29年度 1箇所

宮原小学校前



平成30年度 2箇所

箕島老人憩いの家



逢井地区個人駐車場



令和元年度 2箇所

新堂消防倉庫前



野地区公園内



令和2年度 2箇所

お仙谷川ポンプ場



系我公民館



令和4年度 2箇所

宮崎団裏



山地コミュニティセンター 1基増設



令和5年度 2箇所

箕島小学校南側



なごみ西側駐車場

